

## 規 則

埼玉県県民健康福祉村管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十六号

埼玉県県民健康福祉村管理規則の一部を改正する規則

埼玉県県民健康福祉村管理規則（昭和六十二年埼玉県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表中「一、〇〇〇」を「一、〇二〇」に、「二、五一〇」を「二、五六〇」に、「四、五三〇」を「四、六二〇」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。